

入札告示

札幌市告示第 2889 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 6 年 7 月 8 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 15 S T V 北 2 条ビル

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課学事係

電話 011-211-3851 FAX 011-211-3852

2 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和 6 年度就学援助用柔道衣（生成・晒）

生成：40 着、晒：1,140 着（予定）

※ 数量については予定数であり、購入数を保証するものではない。

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 31 日（火）まで

(4) 納入場所

札幌市教育委員会が指定した場所

(5) 入札方法

入札は総価で行う。契約の際は各費目（生成、晒）で定める単価契約とし、支払いの際は、各単価に引き換え実績を乗じた実績払いとするため、入札書に記載する金額にあつては、算出書（別紙様式）に掲げる各費目の単価をそれぞれ見積り（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）、その単価に本市が指定する予定数を乗じて算出した金額の合計を記載すること。また、入札書には算出書を添付し、2 箇所をホチキス止めの上で、つなぎ目に入札者（入札代理人）の印で契印を押すこと。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業務分類が大分類「卸小売業」、中分類「運動競技用具・遊具卸小売業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市内の中学校で実施される柔道の授業で使用する柔道衣を、定められた期間中に引き換えを行う対応が可能な者であること。また、札幌市内の交通便利地に引き換え場所を確保できること。
- (6) 本告示に示した内容が十分に履行可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所にて交付する。交付の際は受領者の名刺を提出すること。
- (3) 入札書の受領期限
令和 6 年 7 月 17 日（水）10 時 00 分（必着）
- (4) 開札の日時及び場所
令和 6 年 7 月 17 日（水）13 時 00 分
札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 15 S T V 北 2 条ビル 3 階
札幌市教育委員会 3 階入札室
- (5) 入札書の提出方法
入札書は、別紙「入札書」の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納

入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、納入する物品が仕様書に示す適合品の同等品である場合は、仕様書の規格を満たしていることを別紙「同等・規格確認書」に記載し、カタログ等規格を確認できる書類を添付したうえ、上記4(3)に示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

以 上